

森町小学校 いじめ防止基本方針

三条市立森町小学校

はじめに

この三条市立森町小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針及び地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止のための基本的な方向

（1）いじめの定義

いじめとは、法第 2 条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係(※ 1)にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響(※ 2)を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。また、「新潟県いじめ等の対策に関する条例」により、「いじめ類似行為」も「いじめ」と同様に扱う。「いじめ類似行為」とは、県条例第 2 条 2 項で、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」※ 4 とされている。

この定義を踏まえた上で個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けたとされる児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様※ 3 があることからいじめに該当するか否かを判断する際は「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないように努める。

※ 1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 2 「物理的影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※ 3 「多くの態様」の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※4 具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等

(2) いじめ問題についての基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめをしない、許さない」ことへの理解を促していくとともに、命を大切にす意識の醸成を図っていくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

以上を踏まえ、三条市立森町小学校として、次のことを柱にいじめ防止を推進する。

- 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもって指導する。
- いじめられている児童に寄り添った親身な指導を行う。
- いじめをしてしまった児童の背景を理解し、いじめを繰り返さないよう指導する。
- 教師の指導力を向上させ、毅然とした指導を行う。
- 家庭・地域、関係機関と連携した対応を行う。

(3) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「学校生活アンケート」を活用して、学校の実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発といじめ防止の取組に対する資質の向上を図る。

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を設置する。

② 名称

ただの郷学園 三条市立森町小学校「いじめ不登校対策委員会」

③ 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・当該担任・(スクールカウンセラー) (※その他、必要に応じて主任児童委員や保護司等を招集する。)

④ 役割内容

- ア いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい環境・いじめを許さない環境をつくる役割
- イ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- オ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(5) 地域・保護者との連携

- ① 保護者への意識啓発（法第9条「保護者の責務等」）
PTA総会において「いじめ防止等に関する保護者の責務」と「学校基本方針と具体的な取組」について伝え、意識啓発を行う。
- ② 学習参観日の道徳授業の公開
学習参観時に、年1回、道徳授業を組み入れ、いじめ問題や行動の在り方を保護者ととともに考える機会とする。
- ③ 情報発信及び基本方針の周知
学校便り、ホームページ等による広報
- ④ 地域の活動によるいじめの未然防止・早期発見
学校を離れた地域での活動においても、「気付いたこと・気になったことは、すぐ学校へ連絡」の体制づくりを確立する。

(6) 関係機関との連携

- ① 行政機関等との連携
三条市教育委員会と平素から連携を密にし、必要に応じて、警察、児童相談所、民生児童委員等との連携を図る。
- ② 近隣幼保小中との連携
ただの郷学園内の小・中学校及び森町小学校とかかわる幼稚園・保育園と児童の情報を共有し、連携を強化する。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置付け、年間の活動を通して、児童にいじめの防止のための基本的な資質を、育成するよう活動を組み立てる。また、個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。

また、年間を6期の教育期に分け、各期に生活目標・指導の重点・SSTを関連付けて設定する。

(2) 小中一貫教育に基づく社会性の育成のための取組

いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を生み、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

・社会性の育成	…小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、地域連携活動
・自治能力の育成	…児童会活動、代表委員会
・学級づくり	…学校生活アンケートの分析を生かした学級経営の見直し、行事を通してのグループ活動の充実
・授業づくり	…関わり合いのある授業、授業のユニバーサルデザイン化、授業規律の明確化（森小学習のきまり）
・道徳教育	…直接・間接の体験活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成
・人権教育、同和教育	…人権強調週間のいじめ見逃しゼロ集会の実施といじめに関する授業の実施、学習参観時の人権教育、同和教育に関わる道徳教育の実践（年1回）、職員研修の実施、「いじめ見逃しゼロ行動宣言」の実施

3 いじめ防止の早期発見のための手立て

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。したがって、ささいな兆候と思われる場合であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。合わせて学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がい

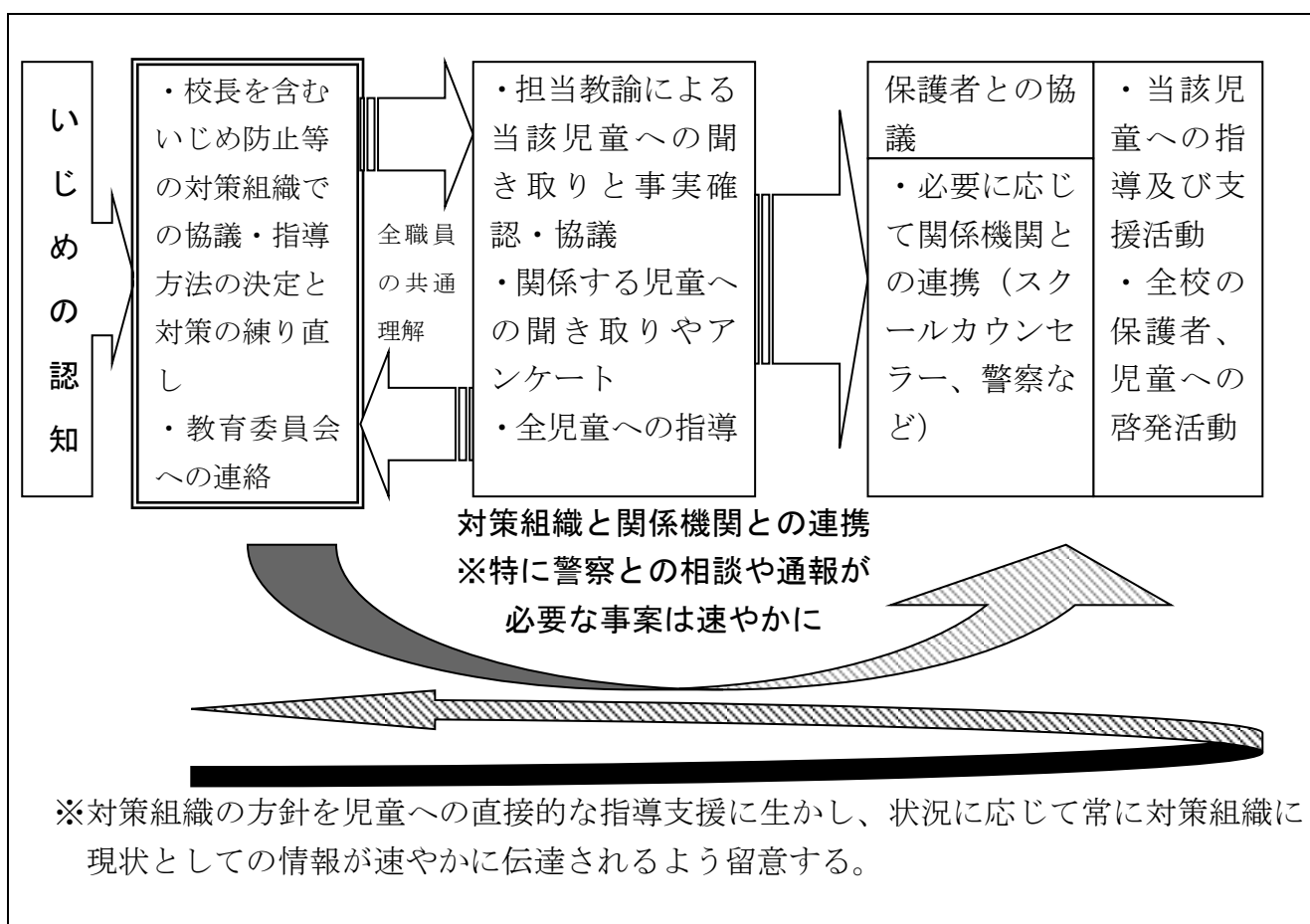
じめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・いじめ実態調査…生活アンケート
- ・教育相談…児童との個別教育相談、個別懇談
- ・カウンセリング…下田中スクールカウンセラー、派遣カウンセラー、SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)の活用
- ・児童会の活動…児童会主催のいじめ見逃しゼロ運動、自主的活動における意見集約
- ・インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進…インターネットの有効活用、トラブル防止のための授業実践(年1回)

4 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童等を守り通すとともに、いじめた児童等に対してはその人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については可及的速やかに、教職員全員の共通理解を基に、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で誠実かつ丁寧に取り組む。緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



(2) いじめへの対処

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の二つの要件が満たされていることを慎重に見極める。

ア 少なくとも3か月以上はいじめに係る行為が止んでいること

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

これらの要件が満たされていても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。さらに、解消の状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味（法 28 条）

① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされているとき。

※「いじめにより」とは、前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

＜ 状況の例＞

- ・児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態として捉える。

③ その他の場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、学校は直ちに教育委員会に報告するとともに、迅速に初期対応に当たる。調査に当たっては、以下の事項に留意しながら、教育委員会の調査組織が学校と連携作業によって調査を行う。

① 学校が調査主体となった場合

ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を学校の設置者（三条市教育委員会）に報告する。

オ 教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校の設置者が調査主体となった場合

ア 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ不登校対策委員会」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

平成 26 年 4 月 1 日策定

令和 2 年 4 月、令和 6 年 4 月、令和 8 年 4 月一部改訂